

入札説明書

(福山市西部市民センター中央監視設備更新に係る賃貸借契約)

2025年（令和7年）5月

福山市市民局

松永支所

松永市民サービス課

福山市西部市民センター中央監視設備更新に係る賃貸借契約の入札公告（福山市公告第 529 号）に基づく一般競争入札の実施については、福山市契約規則（昭和 41 年規則第 13 号。以下「規則」という。）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日

2025 年（令和 7 年）5 月 9 日

2 一般競争入札に付する事項

（1）件名及び数量

（ア）件名 福山市西部市民センター中央監視設備更新に係る賃貸借

（イ）数量 一式

（2）履行の内容等

別紙、「仕様書」のとおり

（3）契約期間

契約締結日から 2035 年（令和 17 年）9 月 30 日まで

（4）賃貸借期間

2025 年（令和 7 年）10 月 1 日から 2035 年（令和 17 年）9 月 30 日まで

（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）

（5）場所

福山市西部市民センター（福山市松永町三丁目 1 番 29 号）

3 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者で、入札参加資格の確認において、その資格があると認められたものとする。

（1）令第 167 条の 4 に規定する入札参加資格の制限を受けていない者であること。

（2）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（3）この公告の日から落札決定の日までのいずれの日においても、福山市の指名除外若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

（4）福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。

（5）国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

（6）福山市の 2025 年度（令和 7 年度）の福山市企画財政局財政部資産活用課の「物品の購入等に係る競争入札参加資格」において、リース（種目番号 17）の登録があること。

（7）第三者をして物件を貸し付けようとする者にあつては、当該物件を自ら貸付できる能力を有するとともに第三者をして物件の貸付を行えることの証明をした者であること。

4 入札参加資格審査の申請手続

（1）申請の方法

入札参加資格の審査を受けようとする者は、「一般競争入札参加資格審査申請書（様式第 1

号)」に、次に掲げる書類を添付して提出すること。

ア 申請書受付票（様式第2号）

イ 使用印鑑届（様式第3号）

※実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合のみ提出すること。委任状（様式4-1号）を提出する場合は、不要。

ウ 委任状（様式第4-1号）

※入札、契約締結等の権限を支店長、営業所長等に委任する場合のみ提出すること。

エ 誓約書（様式第5号）

オ 保守体制に関する調書（様式第6号）

（2）申請期間

2025年（令和7年）5月23日（金）17時15分までに必着させること。

（3）提出の方法及び申請に関する問い合わせ先

申請書類の提出は、次の場所に持参により提出すること。（郵便、信書便、ファクシミリ等による受付は行わない。）

〒729-0104

福山市松永町三丁目1番29号

福山市市民局松永支所松永市民サービス課（庶務担当）

電話（084）930-0400（直通）

なお、申請書類等は、福山市ホームページ（<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>。）へ掲載する。

5 入札について

（1）入札の日時及び場所

（ア）日時 2025年（令和7年）5月26日（月） 14時00分

（イ）場所 福山市松永町三丁目1番29号

福山市西部市民センター 1階 12会議室

（2）辞退について

入札参加資格審査の申請を行った者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合においては、その旨を次に掲げるところにより申し出ること。

（ア）入札執行前にあっては、辞退届（様式第9号）を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）すること。

（イ）入札執行中にあっては、辞退の旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出すること。

6 入札書の作成方法

（1）入札書は（様式第8号）によること。また、代理人が入札する場合は、入札書を提出する前に委任状（様式第4号）を提出すること。

（2）代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の住所及び名前（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の名前）並びに代理人であることの表示及び当該代理人の名前を記載し、当該代理人が押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならな

い。

なお、入札書に押印する当該代理人の印鑑は、委任状に押したものと同一のものでなければならない。

- (3) 入札金額の訂正は認めない。
- (4) 入札参加者等は、仕様書、本入札説明書、契約書及び福山市契約規則を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。仕様書等についての不知又は不明を理由として入札後に異議を申し立てることはできない。なお、仕様書等は福山市ホームページへ掲載する。
- (5) 入札書に記載する金額の見積りに当たっては、機器（オプション等を含む。）使用料、運搬料、設置料、設定料、操作方法指導料、その他設備の使用に必要な費用（電気使用料及び消耗品に係る費用を除く。）を含めた上で算定した金額を記載すること。
- (6) 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された10年間の予定総額に消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、税別の金額を入札書に記載すること。

7 入札書の提出方法

(1) 入札書の提出日時及び場所

入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、入札書（様式第8号）により、入札の日時、場所に直接持参提出すること。郵便、信書便、ファクシミリ等による入札書の提出は認めない。

また、代理人が入札する場合は、入札書を提出する直前に開札時の委任状（様式第4-2号）を提出すること。

- (2) 入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更及び取消しをすることができない。

8 開札について

(1) 開札の日時及び場所

入札後、直ちに同所で行う。

- (2) 開札は、入札参加資格者が出席して行うものとする。この場合において、入札参加資格者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (3) 入札室には、入札参加資格者、入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び（2）の立ち会い職員以外の者は入室することができない。
- (4) 入札参加資格者は、開札の時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (5) 入札参加資格者は、本人であることを証明するに足る証明書（社員証等）を携行し、入札関係職員から求められた場合は、これを提示しなければならない。また、代理人の場合は、入札の提出までに、入札権限に関する委任状（様式第4-2号）を提出しなければならない。
- (6) 入札参加資格者は、特にやむを得ない事情があると認められる場合を除き、入札室を退室することはできない。
- (7) 入札室において、次のいずれかに該当する者は、当該入札室から退室させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

(イ) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者

9 無効とする入札

次の入札は無効とする。なお、再度の入札を行う場合において、当該無効の入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札参加資格のない者が入札したとき。
- (2) 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。
- (3) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2者以上を代理して入札したとき。
- (4) 入札者が連合して入札したときその他入札に際して不正の行為があったとき。
- (5) 入札書に記名押印がなかったとき。
- (6) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- (7) 委任状を持参しない代理人が入札をしたとき。
- (8) 金額を訂正した入札をしたとき。
- (9) 入札が取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。
- (10) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (11) 再度の入札をした場合において、その入札が1であるとき。
- (12) 上記(1)から(11)までのほか、規則又は特に指定した事項に違反したとき。
- (13) 入札参加申請書類について虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。
- (14) 入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

10 入札参加資格の審査時期及び落札者の決定方法

- (1) 入札参加資格審査については、入札実施後に、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込を行った者について審査を行い、落札決定を行う。
- (2) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者の入札が、当該審査により無効とされた場合は、次順位者以降について入札参加資格審査を行い、落札決定を行う。
- (3) 開札の結果、同価の入札をした者が2者以上いるときは、開札を行った場で直ちに、当該入札者にくじを引かせるものとする。
- (4) 当該入札者がいない場合、若しくはくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札をした場合において、落札となるべき価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札参加資格者が立ち会っていないときは、当該再度の入札には参加できないものとする。
- (6) 再度の入札は2回まで（初回の入札を含めて3回まで）とする。
※ただし、再度の入札をする場合において、その入札が1であるときは、無効とする。
- (7) 最低制限価格は、設定しない。

11 契約書の作成

- (1) 契約書には、入札書に記載された機器賃借料の100分10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を記載する。
- (2) 一般競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、速やかに契約書を取り交わすも

のとする。

(3) 契約担当職員が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(4) 契約書は2通作成し、各自1通を所持するものとする。

1.2 契約条項

契約書のとおり

1.3 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

1.4 入札保証金及び契約保証金

免除（規則第25条第1項第2号及び規則第6条第1項第5号による）

1.5 入札違約金

落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、落札者は入札書に記載された10年間の予定総額の100分の5に相当する金額を入札違約金として納めなければならない。

1.6 入札者に求められる義務

(1) 入札参加資格者は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、契約担当職員の求めに応じ、入札参加資格者の負担において完全な説明をしなければならない。

(2) 入札参加資格者又は契約の相手方が本件入札及び契約書の作成に要した費用については、全ての入札参加資格者又は契約の相手方の負担とする。

1.7 質問及び回答

(1) 質問があるときは、2025年（令和7年）5月20日（火）17時15分までに、「質問書（様式第7号）」により、福山市松永支所松永市民サービス課へ電子メールで提出すること。（提出先メールアドレス：matsunaga-shiminservice@city.fukuyama.hiroshima.jp）
なお、様式等は福山市ホームページに掲載する。

(2) 質問に対する回答は、2025年（令和7年）5月22日（木）までに、電子メールにより回答書を送付する。また、福山市ホームページに掲載する。

1.8 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

福山市松永町三丁目1番29号

福山市市民局松永支所松永市民サービス課（庶務担当）

Tel 084-930-0400

19 その他

本契約は、2025年度（令和7年度）から2035年度（令和17年度）までの間に予算の範囲内で、提供を受けるものである。2026年度（令和8年度）以降の本契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、福山市は本契約を解除することができるものとする。